

佐賀県告示第399号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、作礼山鳥獣保護区及び黒髪山鳥獣保護区の存続期間を更新するので、鳥獣保護区の設定（昭和59年佐賀県告示第678号）の一部を次のように改正し、平成26年11月1日から施行する。

平成26年10月31日

佐賀県知事 古 川 康

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>その(1)</p> <p>1 略</p> <p>2 区域</p> <p><u>東松浦郡巖木町の町道作礼山線</u>と里道との交点を起点とし、<u>起点から町道作礼山線</u>を南西へ約900メートル進み急カーブ（右回り）の突端に至り、同所から<u>相知町と巖木町との境界にある相知町側</u>の林道白木々場線の終点への見通し線に沿って同林道終点に至り、同林道を北西へ進み林道鶴～白木々場線に至り、同林道を北へ進み林道三方山線に至り、同林道を北へ進み町道長野・山瀬線との交点に至り、<u>同町道</u>を北へ進み伊岐佐ダム南側の町道辻山線との交点に至り、同所から<u>同町道、町道白木・伊岐佐ダム線</u>及び林道半田～伊岐佐線を経由して伊岐佐ダムの周辺を回り町道長野・山瀬線との交点に至り、<u>同町道</u>を北東へ進み国有林佐賀事業区111林班と同115林班との林班界に至り、同林班界を南東へ進み同109林班に至り、同林班り小班とり1小班との小班界及びぬ1小班とぬ2小班との小班界を進み同107林班に至り、同林班に小班とに1小班との小班界を進み起点北側の里道に至り、同里道を南へ進み起点に至る線で囲まれた区域</p> <p>3 存続期間</p> <p><u>平成16年11月12日から平成26年10月31日まで</u></p>	<p>その(1)</p> <p>1 略</p> <p>2 区域</p> <p><u>唐津市巖木町平之の市道作礼山線</u>と里道との交点を起点とし、<u>起点から市道作礼山線</u>を南西へ約900メートル進み急カーブ（右回り）の突端に至り、同所から<u>同市相知町と同市巖木町との境界にある同市相知町側</u>の林道白木々場線の終点への見通し線に沿って同林道終点に至り、同林道を北西へ進み林道鶴～白木々場線に至り、同林道を北へ進み林道三方山線に至り、同林道を北へ進み市道長野・山瀬線との交点に至り、<u>同市道</u>を北へ進み伊岐佐ダム南側の市道辻山線との交点に至り、同所から<u>同市道、市道白木・伊岐佐ダム線</u>及び林道半田～伊岐佐線を経由して伊岐佐ダムの周辺を回り市道長野・山瀬線との交点に至り、<u>同市道</u>を北東へ進み国有林佐賀西部森林計画区111林班と同115林班との林班界に至り、同林班界を南東へ進み同109林班に至り、同林班り小班とり1小班との小班界及びぬ1小班とぬ2小班との小班界を進み同107林班に至り、同林班に小班とに1小班との小班界を進み起点北側の里道に至り、同里道を南へ進み起点に至る線で囲まれた区域</p> <p>3 存続期間</p> <p><u>平成26年11月1日から平成36年10月31日まで</u></p>

改正前	改正後
<p>4 保護に関する指針</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p><u>区域界の主な場所に鳥獣保護区の標識を設置し、鳥獣保護区であることの周知を図り、県担当職員や鳥獣保護員が、随時鳥獣保護区内を巡視する等して鳥獣保護区の管理に当たる。</u></p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>有害鳥獣捕獲制度及び特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</u></p> <p>その(2)</p> <p>1 略</p> <p>2 区域</p> <p><u>杵島郡山内町の町道宮野線と町道乳待坊線との交点から榎平谷に沿って400メートル上流へ遡った地点にある砂防壁の南端を起点とし、起点から町道乳待坊線を南東へ進み町道宮野線に至り、同町道を南東へ進み町道黒髪山線との交点に至り、同町道を南へ進み養鶏場東側の道路に至り、同道路を南東へ進み町道水尾線に至り、同町道を南東へ進み県道257号梅野有田線に至り、同県道を南西へ進み有田町の泉山交差点に至り、同所から県道233号上有田停車場線を西へ進み県道281号大木有田線に至り、同県道を南西へ進み県道344号伊万里有田線に至り、同県道を北西へ進み県道281号大木有田線に至り、同県道を北へ進み西有田町広瀬山の林道竜門線に至り、同林道を北へ進み鍋島藩牧場跡に至り、同所から北へ進み越ノ峠の山道に至り、同山道を東へ進み林道腰岳青螺山線に至り、同林道を東へ進み終点の伊万里市岩谷に至り、同所から南へ進み伊万里市と山内町の境界</u></p>	<p>4 保護に関する指針</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p><u>区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や鳥獣保護員が随時巡視する等して区域の管理に当たる。</u></p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>鳥獣保護事業計画又は特定鳥獣保護管理計画に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</u></p> <p>その(2)</p> <p>1 略</p> <p>2 区域</p> <p><u>武雄市山内町の市道宮野線と市道乳待坊線との交点から榎平谷に沿って400メートル上流へ遡った地点にある砂防壁の南端を起点とし、起点から市道乳待坊線を南東へ進み市道宮野線に至り、同市道を南東へ進み市道黒髪山線との交点に至り、同市道を南へ進み養鶏場東側の道路に至り、同道路を南東へ進み市道水尾線に至り、同市道を南東へ進み県道257号梅野有田線に至り、同県道を南西へ進み西松浦郡有田町の泉山交差点に至り、同所から県道233号上有田停車場線を西へ進み県道281号大木有田線に至り、同県道を南西へ進み県道344号伊万里有田線に至り、同県道を北西へ進み県道281号大木有田線に至り、同県道を北へ進み有田町広瀬山の林道竜門線に至り、同林道を北へ進み鍋島藩牧場跡に至り、同所から北へ進み越ノ峠の山道に至り、同山道を東へ進み林道腰岳青螺山線に至り、同林道を東へ進み終点の伊万里市岩谷に至り、同所から南へ進み伊万里市と武雄</u></p>

改正前	改正後
<p>との交点に至り、同境界を西へ進み立古場山山頂へ至り、同山頂から支尾根筋を南東へ進み砂防壁の真北に至り、同所から南へ進み砂防壁北端を経て起点に至る線で囲まれた区域</p> <p>3 存続期間 平成16年11月12日から平成26年10月31日まで</p> <p>4 保護に関する指針</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p><u>区域界の主な場所に鳥獣保護区の標識を設置し、鳥獣保護区であることの周知を図り、県担当職員や鳥獣保護員が、随時鳥獣保護区内を巡視する等して鳥獣保護区の管理に当たる。</u></p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>有害鳥獣捕獲制度及び特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</u></p>	<p>市の境界との交点に至り、同境界を西へ進み立古場山山頂へ至り、同山頂から支尾根筋を南東へ進み砂防壁の真北に至り、同所から南へ進み砂防壁北端を経て起点に至る線で囲まれた区域</p> <p>3 存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで</p> <p>4 保護に関する指針</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p><u>区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や鳥獣保護員が随時巡視する等して区域の管理に当たる。</u></p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>鳥獣保護事業計画又は特定鳥獣保護管理計画に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</u></p>